3　物資の備蓄・調達

○　地方公共団体は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画を作成し、推進計画に明示するとともに、国は発災後速やかに被災地外での物資調達を行い、被災地へ搬送するよう計画を作成し、推進計画に明示するものとする。

4　帰宅困難者への対応

○　国及び地方公共団体は、民間事業者等と協力して、一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。また、大量の帰宅困難者の発生が想定される都市部においては、国、地方公共団体、民間事業者等は、協力して一時滞在施設の確保、発災時に必要な情報提供等の対策について検討を進めることとし、推進計画に明示するものとする。

第4節　防災訓練に関する事項

○　各計画主体は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとし、その実施内容、方法等を明示するものとする。この場合において、他の計画主体等と共同して訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう留意するものとする。

○　また、予想される地震の影響が広域にわたることに配慮し、国、指定公共機関、地方公共団体等との連携を図ることに努めるものとする。

○　国、地方公共団体等は、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施することを推進計画に明示するものとする。

○　防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

第5節　地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

○　各計画主体は、その職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その実施内容、方法等を明示するものとする。

○　この教育の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする。

・南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
・地震及び津波に関する一般的な知識
・南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
・南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
・南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
・南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

○　国、地方公共団体は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報の実施方法及びその内容を推進計画に明示するものとする。

○　この場合において、地域の自主防災組織の育成及びその活用、各種の商工団体、ＰＴＡ、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮するものとする。

○　この教育・広報の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする。

・南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
・地震及び津波に関する一般的な知識
・南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
・正確な情報の入手方法
・防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
・各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
・各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
・地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
・住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

○　地方公共団体は、推進地域内外の住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○　地方公共団体等は、教育及び広報の実施に当たって、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮するものとする。

○　また、地方公共団体等は、地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意するものとする。

○　さらに、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意するものとする。

第6節　津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

○　津波避難対策緊急事業計画は、市町村長が作成することとなっており、この場合において南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の長）が地域防災計画において定めることができるとされている「津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項」は、津波避難対策の推進に関する基本的な方針並びに津波避難対策の目標及びその達成期間とする。このうち、基本的な方針においては、市町村における津波の浸水想定に基づき、区域ごとに、津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類を記載するものとする。また、目標及びその達成期間は、津波避難対策の推進のために必要な事業が重点的かつ効率的に行われるよう、可能な限り具体的かつ明確な目標及びその達成期間を設定するものとする。

第6章　南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項

○　南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）は、南海トラフ法第7条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項の推進地域内において第1節に定める者が第1章から第3章までに定める事項を踏まえ、推進計画との整合を図りつつ、第2節、第3節及び第4節に掲げる事項について定めるものとする。

第1節　対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者

○　南海トラフ法第7条第1項の規定に基づき、対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者については、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき都府県知事が設定する津波浸水想定（当該津波浸水想定が未設定の場合は、国が作成した南海トラフ巨大地震の津波による浸水想定に準じ、都府県知事が設定し、公表した津波による浸水想定）において、水深30㎝以上の浸水が想定される区域において、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」（平成15年政令第324号）第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者とする。

○　関係都府県知事は、対策計画の作成が円滑かつ速やかに行われるよう、対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に対し、津波浸水想定に係る情報を周知するなど必要な措置を講じるものとする。

第2節　津波からの円滑な避難の確保に関する事項

1　各計画において共通して定める事項

(1)　津波に関する情報の伝達等

○　第5章第2節2(1)に準ずる。